農薬取締り制度の検討について（中間とりまとめ骨子（たたき台））

１　検討の背景

・全国各地で無登録農薬の販売・使用問題が問題となったこと等を契機として平成 14 年・15 年に農薬取締法が改正され、農薬に関する規制を強化。
・平成 15 年の法改正（食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律）の施行後５年を経過したことから、この法律に基づく制度について、農薬及び食の安全確保の観点を中心に幅広く検討。

２　農薬をめぐる現状

(1) 農薬の生産、出荷の状況

・平成 18 農薬年度（17 年 10 月～18 年９月）における農薬の生産は 27 万トン（対前年 5.7%減）、3,701 億円（対前年 4.3%減）、出荷は 27 万トン（対前年 2.8%減）、3,539 億円（対前年 0.4%減）であり、生産・出荷ともに近年は減少傾向で推移。

(2) 農薬取締法に基づく規制等の状況

・無登録農薬の販売・使用を契機として、平成 14 年・15 年の法改正において、農薬に関する規制を強化。使用者に対する使用基準や特定農薬制度などを創設。
・食品安全委員会の創設に伴い、リスク管理機関とリスク評価機関で連携した取組を推進。
・平成 15 年の改正では、厚生労働大臣との連携の強化が規定され、農薬登録保留基準と残留農薬基準の整合性が図られるなどしている状況。
・有機農業への関心の高まりを背景に平成 18 年 12 月に「有機農業の推進に関する法律」が成立。これを受けた、適切な防除資材の使用の推進の必要性及び平成 19 年に発生した無登録農薬問題を契機として、無登録農薬の疑いのある資材（疑義資材）に関する取扱いを明確化。

(3) 違反事例の状況

・モニタリング調査によると、平成 15 年以降、農作物の残留農薬基準値超過は２件発生し、農薬使用基準の違反事例は 138 農家（調査農家数の 0.9%）で発生。
・その他、農産物の残留農薬基準値超過が報道等されているが、本年 10 月には、農薬の不適正使用により、チンゲンサイから残留基準値を超過し、健康に影響を及ぼす可能性がある程度に農薬が検出された事案が発生。
・無登録農薬の販売事例は、平成 15 年以降７件発生。
・本年 10 月に、大学の附属農場において、使用が禁止されている農薬が使用された事案が発生。

(4) 国民の意識

・多くの国民が農薬の安全について不安を感じており、農薬の安全確保について高い関心。
・内閣府のインターネットアンケート調査の結果によると、食の安全確保の観点から、農薬について９割の方が不安を感じていると回答。

・特に、本年初頭に発生した冷凍食品への毒物混入事案について、当初「農薬混入」等と報じられたことや、さらに基準値を超える残留農薬が検出された事故米穀の不正規流通事案等の発生により、特に残留農薬に対し国民が高い関心。
・平成 18 年５月のポジティブリスト制度発足当初、制度の周知徹底等のため、国が主体となって全国 103 箇所において農薬に関するリスクコミュニケーションを開催し、農薬に関する正確な情報の提供や普及啓発に関する取り組みを実施するとともに、地方自治体や生産者団体が開催する研修会等に講師として出席する等、国民の理解の増進に努力。

(5) 国際機関や欧米の動向
・Codex や OECD 等において、農薬の登録制度に関する新たな国際基準の設定や、要求項目の国際調和、国際的な合同評価（Joint Review）等を推進。
・EU や米国においては、近年新たな科学的知見に基づき、安全確保のために要求する試験データの増加並びにこれらのデータを用いた既登録農薬の評価の見直し等の動きが進展し、その結果登録農薬数が減少。
・日本は、本年より、OECD 加盟国が中心となって行う Joint Review に、Peer Reviewer として参加。

(6) 農作物の防除に関する状況
・稲には比較的登録剤が多い一方、果樹・野菜等については病害虫の防除が困難なものもあり、剤のさらなる追加が求められている状況。
・農薬取締法の改正による使用者規制や食品衛生法の改正によるポジティブリスト制度の導入により、特に地域特産的な作物（いわゆるマイナー作物）に使用できる農薬が、これらの制度の導入前に比べ少なくなったことにより、地域特産的な作物の安定生産に影響。
・作物のグループ化等により、マイナー作物への農薬登録を促進。
・病害虫の発生状況は地域ごとに異なるものであり、地域の状況を踏まえたきめ細かな防除指導が必要。また、農薬を使用する範囲が従前に比べ広がったことや、都市化に伴う農地と住宅地の近接化等により、一般市民からの農薬使用方法に関する相談等が増加傾向にある。
・食料自給率の向上に向け、飼料自給率向上のために、稲わらや飼料米の利用拡大が進められている中、これらを使用した場合の家畜体内での農薬残留についての知見を得ることが必要。
・作付け体系の変化（果樹園等における異なった品種の混植や UV カットフィルムを用いたハウス内での栽培等）や病害虫の発生状況の変化により、本来あるべき農薬の使用形態が当初想定された方法から変化しており、この変化に登録の内容を対応させ、農業生産に影響を及ぼさないようにすることが重要。

３　我が国における農薬登録制度上の課題と対応方針